

調査専門委員会
設置趣意書

技術委員会

1. 目的

2. 背景および内外機関における調査活動

3. 調査検討事項

4. 予想される効果

5. 調査期間

和暦年(西暦年) 月~和暦年(西暦年) 月

6. 委員会の構成(職名別の五十音順に配列)

職名	氏名	(所属)	会員・非会員区分
委員長		()	会員 or 非会員
委員		()	会員 or 非会員
同	.	.	.
同	.	.	.
同	.	.	.
同	.	.	.
幹事		()	会員 or 非会員
同	.	.	.
幹事補佐		()	会員 or 非会員

7. 活動予定

委員会	回/年	幹事会	回/年
見学回	回/年		

8. 報告形態(調査専門委員会は必須)

(ex. 技術報告書をもって報告とする)

9. 活動収支予算(協同研究委員会のみ)

収入	委員負担金 @ 円/年 × 10 =	円/年
支出	通信費等	円/年

調査専門委員会
解散趣意書

技術委員会

1. 解散の趣旨および活動報告

2. 成果報告について

解散までの研究成果について、次のように報告する。

報告方法（成果物として報告する場合には、部門共通・規程 1 - 2・様式 2 の第 2 項，3 項に準じ記載する。）

3. 今後の問題点

付 1 . 特許に関する覚書の内容 (参考)

項 目	取 り 決 め 内 容
(1)出願に関する届出	必要。出願に先立ち、発明等の明細を当該特別専門委員会委員長を経由して、技術委員会委員長に提出。
(2)出願に関する承認	必要。技術委員会委員長の承認を要す。
(3)帰 属	技術委員会委員長は部門運営委員会委員長に諮り、その発明等が当該特別専門委員会の研究調査業務に属すると認められた場合は、発明者の所属する機関との共有とし、以下の条件で他に実施させるものとする。
(4)費用の負担	発明者の所属する機関の負担。ただし、教唆者の場合はこの限りではない。
(5)発明者への報酬	なし。
(6)実施条件	発明者以外の委員の所属する機関には、優先的条件（一般的対価条件の3/10）により通常、実施権が許諾される。 第三者への実施許諾については、共有者が協議の上決定し、実施料収入の配分は別に定める。